

セルズソフト保守契約書

セルズソフトの保守契約をご希望のお客様は、お申込み前に、必ずこの「セルズソフト保守契約書」の各条項をお読みください。本契約書には、当社が提供する保守サービスの内容、提供条件、免責事項等が含まれています。

保守サービスの利用に際しては、本契約書に同意頂く必要があります。当社は、お客様より保守契約のお申込みを頂いたことをもって、お客様が本契約書に同意されたものとみなします。

お客様と株式会社セルズ(以下「当社」といいます。)とは、当社が提供するソフトウェアプログラム(以下「本件ソフトウェア」といいます。)の保守サービスについて、以下のとおり契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

第1条 (適用)

- 1 本契約の適用対象となるソフトウェアプログラムは、次のとおりです。
 - (1) 「労務統合管理システム 台帳」
 - (2) 「給与計算システム Cells 紹与」
 - (3) 「第2種特別加入者団体管理システム 一人親方等」
- 2 本契約書は、本件ソフトウェアに関する保守サービスの提供条件及び保守サービスの利用に関する当社とお客様との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社とお客様との間の保守サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
- 3 当社が本契約書とは別に保守サービスに関して定める規約及び諸規定並びに当社が運営する最新のウェブサイト(以下「当社サイト」といいます。)上での掲示による通知、その他本契約書第14条に基づき当社がお客様に対して発する一切の通知(以下、総称して「当社が定める規約等」といいます。)は、それぞれ本契約の一部を構成するものとします。
- 4 本契約書の内容と前項の規約、諸規定、通知の内容が異なる場合は、当該通知、当該諸規定、当該規約、本契約書の順に優先して適用されるものとします。なお、当社サイト上での掲示による通知の内容とその他の方法による通知の内容が異なる場合は、後に通知されたものが優先して適用されるものとします。

第2条 (サービスの内容等)

- 1 当社は、お客様に対し、当社指定の期日までに、お客様が保守料金を支払い、かつ当社がその事実を確認できたことを条件として、保守契約期間中、本件ソフトウェアに関する保守サービスを提供します。保守サービスの内容は、次のとおりです。
 - (1) 法令改正又は行政機関への申請方法の変更等に伴って本件ソフトウェアを更新(バージョンアップ)した場合、本件ソフトウェアの更新版を無償で提供します。本件ソフトウェアの更新に必要なプログラムは、インターネット経由でお客様にダウンロードして頂きます。
 - (2) 本件ソフトウェアの機能改善・不具合修正等を目的とした修正プログラムを無償で提供します。当該修正プログラムは、インターネット経由でお客様にダウンロードして頂きます。
 - (3) 前各号に基づき提供される本件ソフトウェアの更新版及び修正プログラムは、当社サイト等で公表する更新対応が可能なバージョン（以下「サポート対象バージョン」といいます）をご使用中の場合に限り、無償で提供されるものとします。お客様がサポート対象バージョンの範囲を超えて旧式の本件ソフトウェアをご使用中の場合には、前各号に基づく無償提供の対象外とし、当該更新版又は修正プログラムを含む本件ソフトウェアの利用には、本件ソフトウェアの新規購入が必要となります。
 - (4) 本件ソフトウェア(本条1項(1)記載の本件ソフトウェア更新版及び同(2)記載の修正プログラムを含みます。以下本条において同じです。)は保守契約期間中インターネット経由でダウンロードして頂けます。但し、保守作業等により一時的にダウンロードサービスを休止する場合があります。
 - (5) 本件ソフトウェアに直ちに発見することのできない契約不適合があり、機能仕様に合致していない場合、当該契約不適合の修復又は回避措置を行います。
 - (6) 本件ソフトウェアの使用方法の説明、本件ソフトウェアに関する問い合わせ対応等のサポートを提供します。
- 2 保守サービスの提供方法は、当社が定めるとおりとします。
- 3 保守サービスの提供時間は、原則として、当社サポートセンターの営業時間とします(インターネット経由での本件ソフトウェアのダウンロードは、保守契約期間中、常時行って頂けます)。但し、当社の都合により、保守サービスの提供時間を変更することがあり、その場合は事前にお客様に対して通知を行うものとします。また、次の場合には、問い合わせ対応に通常よりも時間を要したり、お客様の希望する時間にサポートの提供ができないことがありますので、予めご了承ください。
 - (1) 人事労務関連手続きが頻繁に行われる時期
 - (2) お客様から当社に対する問い合わせが集中している時
 - (3) 調査や問題解決に時間を要する案件である場合

- 4 本条1項にかかわらず、本件ソフトウェア上に発見された契約不適合、障害その他の不具合が次に掲げる事由に起因する場合は、保守サービスの対象から除外されるものとし、当社は保守サービスを提供する義務を負わないものとします。
- (1) 本件ソフトウェアがインストールされたハードウェアおよび本件ソフトウェアの使用時に用いるハードウェアが、その供給者の定める保証条件(保守契約を含みます)の適用を受けなくなった場合
 - (2) お客様が当社又は当社の指定する第三者以外の者により、本件ソフトウェアに関して改良、改善又は改造等のサービスの提供を受けた場合
 - (3) お客様又はお客様の指定する第三者(客先を含みます)による誤用、改造、機能付加あるいは取扱説明書記載以外の目的での使用による場合
 - (4) 本件ソフトウェアに関して当社が定める動作環境その他の使用条件を遵守していない場合
 - (5) 本件ソフトウェアの契約不適合、障害その他の不具合に関して当社が提案する回避手段(修理、取替を含みます)をお客様(客先を含みます)が実施しない場合
 - (6) お客様におけるアプリケーションやネットワークの不具合など、お客様の使用環境に起因する場合
- 5 保守サービスの対象は本件ソフトウェアに限られるものとし、本件ソフトウェアがインストールされたハードウェア、本件ソフトウェア使用時に用いるハードウェアおよびその他お客様の使用環境等については保守サービスの対象に含まれないものとします。
- 6 当社は、保守サービスの提供により、お客様の問題が完全に解決されることを保証するものではありません。
- 7 お客様は、本件ソフトウェアを使用するにあたり、使用する事業所ごとに保守契約を締結する必要があります。所在地が異なる場合は、異なる事業所とみなします。但し、次の各号に掲げる場合には、当社の判断により、所在地の異なる場所であっても同一の事業所とみなすことがあります。
- (1) 事業所の増床等に伴い、一つの事業所であるにも関わらず所在地の異なる場所で本件ソフトウェアを使用する場合
 - (2) 事業所の移転、合併、事業承継等に伴い、一時的に事業所の所在地が変更する、又は一時的に所在地の異なる複数の場所で本件ソフトウェアを使用する場合
 - (3) テレワークにより、お客様の自宅や外出先で本件ソフトウェアを使用する場合
- 8 前条の規定に違反していることが確認された場合、当社はお客様に対し、お客様が本来支払うべき保守料金を遡って請求します。

- 9 お客様が本契約に基づく保守料金または当社が提供するその他のサービスに係る利用料金その他の債務について支払期日を経過してもなお相当期間の催告後も履行しない場合は、保守サービスの提供を停止することがあります。

第3条 (契約の成立)

- 1 保守契約を申し込むお客様(以下「申込者」といいます。)は、本契約書の内容を承諾の上、当社が定める方法により、当社指定の期日までに保守契約の申込みを行うものとします。このとき、申込者が保守契約の申込みを行ったことをもって、当社は、当該申込者が本契約書の内容を承諾したものとみなします。
- 2 本契約は、当社が保守契約の申込みを承諾したときに成立します。
- 3 当社は、本条1項ないし2項の規定にかかわらず、次の場合には、その保守契約の申込みを承諾しない、あるいは承諾を留保することがあります。このとき、当社はその理由について一切開示義務を負いません。なお、本項は、以下各号に掲げる事由に該当する者がその代表者もしくは構成員である又は実質的にその運営に関与している団体・法人、以下各号に掲げる事由に該当する者が第三者を利用して申込みを行った場合の当該第三者等に対しても準用できるものとします。
 - (1) 申込者が実在しない場合
 - (2) 当社所定の申込書又は申込みフォームに虚偽の記載又は入力漏れがある場合
 - (3) 申込者が過去に当社が提供するサービスの代金支払いを遅延し、又は不正に免れようとしたことがある場合
 - (4) 申込者が当社の提供する他のサービスに関する代金につき、支払期日を経過してもなお未払いの状態にある場合
 - (5) 申込者が過去に当社との契約に違反する行為や当社に対する不適切な言動(当社従業員に対する暴力・暴言、過度又は不合理な要求、当社に過大な負荷をかけ営業を妨害する行為等を指しますが、これらに限りません。)を行ったことがある場合
 - (6) 申込者が過去に当社から契約解除措置を受けたことがある場合
 - (7) 申込者又はその代表者において、過去3年以内に社会保険労務士法の規定に基づく懲戒処分を受けている場合
 - (8) 保守サービスの利用目的が、評価、解析その他本来の目的と異なるものであると疑われる場合
 - (9) 申込者又はその代表者、役員において、反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当するとき、若しくはそのおそれがあるとき、又は資金提

供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当社が判断した場合

(10) その他当社が不適当と判断する相当の理由がある場合

- 4 前項に従い、当社が保守契約の申込みを承諾せず、あるいは承諾を留保する場合は、その旨を申込者に通知します。当社が保守契約の申込みを承諾せず、本契約が成立に至らなかった場合には、当社は、申込者から支払われた保守料金を速やかに全額返還します。なお、当社が申込者に保守料金を返還する場合には利息を付することを要しません。また、当社は、承諾をしなかったことあるいは承諾を留保したことによる責任は負いません。

第4条 (保守契約期間)

- 1 本件ソフトウェアの保守契約期間は、次のとおりです。

(1) 「台帳」「Cells 給与」

保守契約開始日から1年間とします。

(2) 「一人親方等」

保守契約開始日から、以降最初に到来する3月31日(但し、保守契約開始日が3月31日である場合は、その日)までとします。

- 2 本契約は保守契約期間満了をもって終了し、自動更新されるものではありません。保守契約期間満了後も継続して保守サービスの提供を希望される場合には、再契約が必要です。その場合は保守契約期間満了日の2営業日前までに別途保守契約の申込みを行うものとします。

第5条 (保守料金)

- 1 お客様は、当社に対し、保守サービスの利用の対価として、当社がソフトウェア及び付帯サービスごとに別途定める保守料金を支払います。
- 2 お客様は、保守料金を、当社所定の決済手段により、当社指定の期日までに全額一括で支払うものとします。
- 3 当社指定の期日までにお客様が保守料金を支払わない場合、当社は、お客様に対して保守サービスの提供を行わない、又は保守契約期間中であっても保守サービスの提供を中止することがあります。
- 4 当社は、いかなる場合にも、受領した保守料金の返還には応じません。

第6条 (秘密保持)

- 1 当社は、保守サービスの提供に際し、お客様から開示を受け、かつ開示の際に秘密である旨を明示された技術上又は営業上の情報(以下「秘密情報」といいます。)を、お客様の承諾なしに第三者

に開示又は漏えいしてはならないものとします。但し、当社が自己又は関係会社の役職員もしくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、当社と同様の義務を負わせることを条件に、当社の責任において秘密情報をそれらの者に対し開示することができるものとします。また、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた秘密情報についても、当該要請があった旨を遅滞なくお客様に通知した場合には秘密情報を開示することができるものとします。

- 2 当社は、お客様から開示された秘密情報を保守サービスの提供にのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとします。
- 3 次の各号に該当する情報は、秘密情報の対象外とします。
 - (1) 開示された時点で、既に公知となっている情報
 - (2) 開示された後、当社の責によらず公知となった情報
 - (3) 開示された時点で、既に当社が保有していた情報
 - (4) 開示された後、当社が第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報

第7条 (個人情報)

個人情報の取扱いについては、当社が定める個人情報保護方針(プライバシーポリシー)のとおりとします。

第8条 (責任の制限)

- 1 本件ソフトウェア(第2条1(1)記載の本件ソフトウェア更新版及び同第2条1(2)記載の修正プログラムを含みます。以下本条において同じです。)によって、当社の責に帰すべき事由によりお客様が損害を被った場合は、当社は本契約の規定に従って対応するものとします。但し、派生損害、結果損害、その他の間接損害(営業上の利益の損失、業務の中止、営業情報の喪失等による損害その他)については一切責任を負わないものとし、かつ、当社の損害賠償責任は、第5条に定める保守料金を上限とします。
- 2 前項にかかわらず、次の事由に起因する損害については、当社は一切責任を負わないものとします。
 - (1) 第2条4項に定める事由に起因する損害
 - (2) お客様による本件ソフトウェアの操作ミス、本件ソフトウェアがお客様の使用目的に合致しない、お客様の期待する結果が出ないなど、お客様の事情に起因する場合

第9条 (申請事項の変更)

- 1 お客様は、本契約の申込み時に申請した事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。
- 2 当社は、お客様が前項の通知を怠ったことにより、お客様又は第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第10条 (禁止行為)

- 1 お客様は、保守サービスの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると当社が判断する行為を行わないものとします。
 - (1) 本契約に基づき当社から提供された役務を、保守サービスの利用以外の目的のために使用する行為(本件ソフトウェアの画像等を当社の許可なく転載する行為等を指しますが、これに限りません。)
 - (2) 法令に違反する行為又はそのおそれがある行為
 - (3) 公序良俗に反する行為
 - (4) 当社による保守サービスの提供又は他のお客様による保守サービスの利用を妨害する行為又はそのおそれがある行為
 - (5) 第三者になります行為
 - (6) 他人の契約情報を使用する行為又はその入手を試みる行為
 - (7) 当社、他のお客様又はその他の第三者の財産権(著作権等の知的財産権を含みます。)、プライバシー等の権利を侵害する行為
 - (8) 当社、他のお客様又はその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
 - (9) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
 - (10) その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 当社に対する問い合わせを頂く際に、お客様の要望を実現するための手段として、社会通念上相当な範囲を超える行為(下記のとおりですが、これらに限りません。)を行うことはご遠慮ください。これらの行為があったと当社が判断した場合、保守契約の申込みをお断り、又は即時解除させて頂く場合があります。さらに、当社が悪質と判断した場合には、弁護士等に連絡の上、適切な対処をいたします。
 - (1) 威迫・脅迫・威嚇行為や威圧的な言動
 - (2) 侮辱、暴言、人格を否定する発言や揚げ足取り、執拗に責め立てる行為
 - (3) 大声で相手を怯えさせる行為
 - (4) 本件ソフトウェアに関する保守サービスの範囲を超えたサポートの要求など、社会通念上過剰なサービス提供の要求

- (5) 合理的理由のない当社への謝罪要求や当社関係者への処罰の要求・金銭補償の要求
- (6) 同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等による長時間の拘束
- (7) 当社従業員個人への攻撃や過度な要求（個人や職位を指定した対応要求など）
- (8) 営業時間外の対応や極端な短納期の対応を強要する行為
- (9) 合理的理由のない特別扱いの要求
- (10) 執拗な問い合わせ行為等により業務に支障を及ぼす行為
- (11) プライバシーを侵害する行為
- (12) SNS やインターネット上での誹謗中傷や SNS やマスコミ、関係者への暴露をほのめかす脅し
- (13) その他精神的な攻撃（性的・差別的な言動、土下座の要求など）
- (14) 身体的な攻撃（暴行、傷害）
- (15) その他前各号に類する行為

第11条 (契約の解除)

- 1 お客様は、保守契約期間中であっても、お客様の都合により本契約を解除することができます。このとき、お客様は、解除しようとする日の1ヶ月前までに、当社の指定する方法により、その旨を当社に通知するものとします。
- 2 当社は、保守契約期間中であっても、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様への催告を要することなく、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 当社の事業に支障を与える行為を行った場合
 - (2) 重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てが行われた場合
 - (3) 解散若しくは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされた場合
 - (4) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合
 - (5) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けた場合
 - (6) 第3条4項各号に掲げる事由の一つがある場合
 - (7) 第10条1項及び同第10条2項各号に掲げる事由の一つがある場合
- 3 前項各号のいずれかに該当した場合、お客様は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければならないものとします。

- 4 当社は、お客様が本契約に違反し、又はお客様の責めに帰すべき事由によって保守サービスの提供を継続し難い重大な事由が発生し(以下「違反等」といいます。)、当該違反等について書面による催告をしたにもかかわらず、14日以内にこれを是正しないときは、保守契約を解除することができるものとします。

第12条 (契約終了後の処理)

- 1 お客様は、理由の如何を問わず保守契約が終了した場合、直ちに保守サービスの利用を終了し、以後、保守サービスを利用することはできません。
- 2 当社は、前項に基づく保守サービスの利用終了によってお客様に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

第13条 (契約内容の変更)

- 1 当社は、お客様の事前の承諾を得ることなく、保守契約書の内容を隨時変更できるものとします。保守契約書の内容が変更された後の保守サービスの提供条件は、変更後の保守契約書に従うものとします。
- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、その効力発生日を定め、かつ、保守契約書の内容を変更する旨及び変更後の保守契約書並びにその効力発生日を、相当の予告期間をおいてお客様に通知又は当社サイト上に表示するものとします。但し、保守契約書の変更がお客様の利益となるときは、予告期間を定めないことができるものとします。
- 3 お客様が変更後の保守契約書に同意できないときは、第11条の規定にかかわらず、前項の予告期間中に当社に通知することによって、保守契約を解除することができます。

第14条 (連絡・通知)

- 1 当社に対する問い合わせその他の連絡又は通知は、当社と保守契約を締結しているお客様が当社の定める方法で行うものとします。お客様の事業における顧客又は顧客の関係者(顧問先企業の担当者・従業員等)からの問い合わせには応じられませんので、当社と保守契約を締結しているお客様から当社へお問い合わせください。
- 2 保守サービスに関する通知その他本契約書に定める当社からお客様に対する通知は、当社サイト上での掲示、電子メールの送信又は文書の送付その他当社が適当と判断する方法によって行うものとします。
- 3 前項の通知は、当社が当該通知を当社サイト上に掲示し、電子メールを発信し、文書を発送し、又はその他の方法により通知を発信した時点からその効力を生ずるものとします。

第15条 (権利義務譲渡の禁止)

お客様は、当社の承諾なく、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはなりません。

第16条 (不可抗力)

当社は、天災、疫病、法令・規則の制定・改廃、その他の不可抗力によって保守サービスの履行が妨げられた場合には、本契約その他的一切の規定に関わらず、かかる不可抗力によってお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

第17条 (反社会的勢力の排除)

- 1 お客様及び当社は、それぞれ相手方に対し、自らが、本契約の締結日において、次の各号に掲げる者(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋
 - (7) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (8) 特殊知能暴力集団
 - (9) その他前各号に準ずる者
- 2 お客様及び当社は、それぞれ相手方に対し、自らが、本契約の締結日において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 反社会的勢力によって経営を支配されていること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (5) 自らの役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有すること
- 3 お客様及び当社は、それぞれ相手方に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 お客様及び当社は、相手方が本条の表明に関して虚偽の申告をし、又は本条の確約に違反したことが判明した場合には、催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとします。
- 5 前項に基づく契約の解除が行われた場合、本条の表明に関して虚偽の申告をし、又は本条の確約に違反した当事者(以下「違反当事者」といいます。)は、解除を行った相手方(以下「解除当事者」といいます。)に対して損害賠償を請求できないものとします。
- 6 第4項に基づく契約の解除によって、解除当事者が損害を被った場合には、違反当事者は解除当事者に対してこれを賠償する責を負うものとします。

第18条 (協議)

本契約書の解釈について両当事者間に異議、疑義が生じた場合、又は本契約書に定めのない事項が生じた場合、両当事者は誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

第19条 (準拠法および合意管轄)

本契約に関する事項については、日本法を準拠法とし、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条 (附則)

2015年9月30日施行

2016年4月1日改定

2020年4月1日改定

2026年4月1日改定